

日本大学医学部同窓会会員の皆さまへ

# 同窓会 保険制度

団体割引

15%



※産業医・学校医等嘱託  
医活動賠償責任保険は  
団体割引の対象外です。

傷害総合保険付  
勤務医師賠償責任保険制度  
(針刺し事故補償プラン)

産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険 (4頁以降をご参照ください。)

所得補償保険制度 (15頁以降をご参照ください。)

団体長期障害所得補償保険制度 (15頁以降をご参照ください。)

入院補償プラン (23頁以降をご参照ください。)

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険

がん補償プラン (25頁以降をご参照ください。)

医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険

傷害総合保険制度 (35頁以降をご参照ください。)

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

■保険期間 2024年3月1日 午後4時から1年間

■申込締切日 2024年2月2日(金)必着

※中途加入も可能です。

毎月申込締切20日、翌月1日午前0時から補償開始となります。

日本大学医学部同窓会

## 日本大学医学部同窓会会員の皆さまへ

医師として日々ご活躍され、着実に歩まれている皆さまへ

ご紹介するのは、日本大学医学部同窓会のスケールメリットを活かし、  
会員のために特別に用意された7つのプラン。

医師が医師としてあるためには必須の賠償責任保険。  
そして、生身の一人の人間でもある医師を守るための医療保険、がん保険。

こんな時代、保険が救うものは決して小さくないことは、  
医師としての皆さまがよくご存知のところでしょう。

自らを守れずして、人を守ることはできません。  
医師としての足元をさらに盤石にするベーシックプランです。

この機会に、日本大学医学部同窓会の  
会員としての恩恵をぜひ享受してください。

## 日本大学医学部同窓会

### ご加入方法など(共通)

#### ●保険契約者

日本大学医学部 同窓会

#### ●ご加入者(被保険者)

勤務医師賠償責任保険制度

■日本大学医学部同窓会 会員の先生方

(ご注意)日本医師会A①会員およびA②会員の先生方は、この保険にご加入になれません。

傷害総合保険付勤務医師賠償責任保険制度(針刺し事故補償プラン)

勤務医師賠償責任保険+傷害総合保険

産業医・学校医等嘱託医賠償責任保険制度

■日本大学医学部同窓会 会員の先生方

(ご注意)日本医師会A①会員およびA②会員の先生方は、この保険にご加入になれません。

所得補償保険制度・団体長期障害所得補償保険制度

傷害総合保険制度

■日本大学医学部同窓会 会員の先生方またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)

入院補償プラン・がん補償プラン

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険

■日本大学医学部同窓会 会員の先生方またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)

#### ●保険期間

■2024年3月1日午後4時から1年間

#### ●ご加入方法

■申込締切日までに取扱代理店である有限会社櫻醫社まで申込書類一式をご提出ください。

【継続加入の場合】

■既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。

【新規加入の場合】

〈傷害総合保険付勤務医師賠償責任保険制度〉〈針刺し事故補償プラン〉〈傷害総合保険制度〉

■同封の加入依頼書・預金口座振替依頼書にご記入、ご捺印のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

〈入院補償プラン・がん補償プラン〉〈所得補償保険制度〉〈団体長期障害所得補償保険制度〉

■同封の加入依頼書・健康告知書・預金振替依頼書にご記入、ご捺印のうえ、

同封の返信用封筒にてご返送ください。

(ご注意)健康状況等により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでのご加入となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

#### ●申込締切日

■2024年2月2日(金) 必着

※中途加入も可能です。毎月申込締切20日、翌月1日午前0時から補償開始となります。

#### ●保険料払込

■ご指定の口座より振替となります。

＜傷害総合保険＞ 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

有限会社 櫻醫社

〒173-0032 東京都板橋区大谷口上町36-11-102  
TEL. 03-3972-0034 FAX. 03-3972-2120  
受付時間/平日午前10時から午後4時まで

[引受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL. 03-3349-5113  
受付時間/平日の午前9時から午後5時まで

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日:午前9時15分から午後5時まで  
(土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/>

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110 (24時間365日対応)

●勤務医師賠償責任保険の事故については、右記へご連絡ください。

損害保険ジャパン株式会社  
本店火災・新種専門保険金サービス部 医師専門賠償保険金サービス課  
TEL. 03-3349-5394 FAX. 03-3344-2377  
受付時間/平日の午前9時から午後5時まで  
受付時間以外の場合は上記【事故サポートセンター】へご連絡ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイト約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。